

入札公告

次のとおり一般競争入札を行いますので、公告します。

令和7年12月1日

独立行政法人家畜改良センター
理事長 入江 正和

1 権利概要等

- | | |
|----------------|------------------------------|
| (1) 件 名 | 独立行政法人家畜改良センター所有増殖用種子の売り扱い |
| (2) 売買対象種子及び数量 | 入札説明書による |
| (3) 引渡期限 | 令和8年3月31日（火）まで |
| (4) 引渡場所 | 入札説明書による |
| (5) 入札方法 | 上記（2）の品目毎のキログラムあたりの単価による価格競争 |

2 競争参加資格

次に掲げる条件を全て満たしている者であること。

- (1) 独立行政法人家畜改良センター契約事務取扱規程（以下「取扱規程」という。）第8条及び第9条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の事由がある場合に該当する。
- (2) 独立行政法人家畜改良センター又は農林水産省の契約に係る指名停止の措置要領に基づく指名停止を受けている期間でないこと。
- (3) 令和7・8・9年度国の競争参加資格（全省庁統一資格）又は独立行政法人家畜改良センターの競争参加資格のいずれかにおいて「物品の買受け」に係る等級が「A」、「B」又は「C」に格付けされている者、又は当該競争参加資格を有していない者で、入札日時までに競争参加資格審査を受け、競争参加資格者名簿に登録され、当該等級に格付けされたものであること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、国又は独立行政法人家畜改良センターが別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再確認を受けていること。）。
- (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（（3）の再確認を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 育成者権の存続期間中の品目については育成者権者と利用許諾を締結していること。

3 入札手続等

- (1) 担当部局

〒961-8511 福島県西白河郡西郷村大字小田倉字小田倉原1番地
独立行政法人家畜改良センター総務部管財課（担当：齋藤）
電話 0248-25-2233 ファクシミリ 0248-25-3990
e-Mail tyoutatu@nlbc.go.jp

- (2) 入札説明書の交付期間及び方法

本公告日から令和7年12月10日（水）までの土曜日、日曜日、祝祭日を除く、9時00分から17時00分（12時00分から13時00分を除く。）まで上記（1）の場所において交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判が入る返信用封筒に住所、会社名及び担当者氏名など所要事項を記入のうえ、180円分の切手を貼付し、上記(1)の場所に送付すること。ファクシミリ又はe-Mailによる交付を希望する場合は、住所、会社名、担当者氏名及び電話番号等を上記(1)の場所に連絡すること。

(3) 入札説明会の開催

開催しない。

(4) 提案書の提出期限

入札参加者は、飼料作物種子増殖提案書（以下、「提案書」という。）を作成し、令和7年12月17日（水）12時00分までに提出すること。

(5) 入札書の受領期限、開札の日時及び場所

令和8年1月9日（金） 13時30分

福島県西白河郡西郷村大字小田倉字小田倉原1番地

独立行政法人家畜改良センター第2会議室

郵便による入札の際は、令和8年1月8日（木）17時00分までに到着するよう送付すること。なお、郵便入札の詳細については入札心得による。

4 その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

全部免除する。

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

品目毎に、予め当センターが指定する最低入札数量以上の入札数量を提示し、かつ取扱規程第30条の規定に基づいて作成された予定価格以上で、入札を行った者の中から入札単価が高い者の順に落札者を決定する。

(6) 入札説明書交付の際の提出書類

上記3(2)に掲げる入札説明書の交付を受ける際は、上記2(3)に関する資格審査結果通知書の写しを提出すること。

(7) その他

詳細は入札説明書による。

独立行政法人の契約に係る情報の公表

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当センターとの関係に係る情報をホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願ひいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了知願います。

① 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

1) 当センターにおいて役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること

2) 当センターとの間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること

② 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

1) 当センターの役員経験者及び課長相当職以上経験者（センターOB）の人数、職名及び当センターにおける最終職名

2) 当センターとの間の取引高

3) 総売上高又は事業収入に占める当センターとの間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨

3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上

4) 一者応札又は一者応募である場合はその旨

③ 当方に提供していたらしく情報

1) 契約締結日時点で在職している当センターOBに係る情報（人数、現在の職名及び当センターにおける最終職名等）

2) 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当センターとの間の取引高

④ 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）